

大和市告示第135号

大和市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年6月15日

大和市長 大木 哲

大和市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第113号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱

第1条中「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健局長通知別添2）」を「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知別添2）」に改める。

第3条第1項中「大和市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱」を「大和市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。